

佐賀労働局発表
令和5年10月31日

【照会先】

佐賀労働局労働基準部監督課

監督課長

川浪 盛雄

地方労働基準監察監督官

田邊 精哉

(電話)

ダイヤルイン (0952)32-7169

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和4年の監督指導等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは69.6%～

佐賀労働局(局長 重河 真弓)では、外国人技能実習生(以下「技能実習生」という。)を雇用する事業場(以下「実習実施者」という。)に対する監督指導等により、技能実習生の労働条件・安全衛生の確保に從來から取り組んでおり、今年の監督指導結果を取りまとめました。(詳細は別紙参照)

佐賀労働局における技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導等の概要

1 監督指導状況(令和4年)

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した92事業場のうち64事業場(69.6%)となった。

※ 監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して実施しています。

- 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(18.5%)、②衛生基準(14.1%)、③年次有給休暇(13%)、健康診断(13%)の順に多かった。

2 労働災害発生状況

- 休業4日以上の労働災害は、10件(うち死亡災害は0件)発生している。

労働局や労働基準監督署では、監理団体や実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、出入国在留管理局や県内の外国人支援機関等の関係機関と連携を図りながら、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

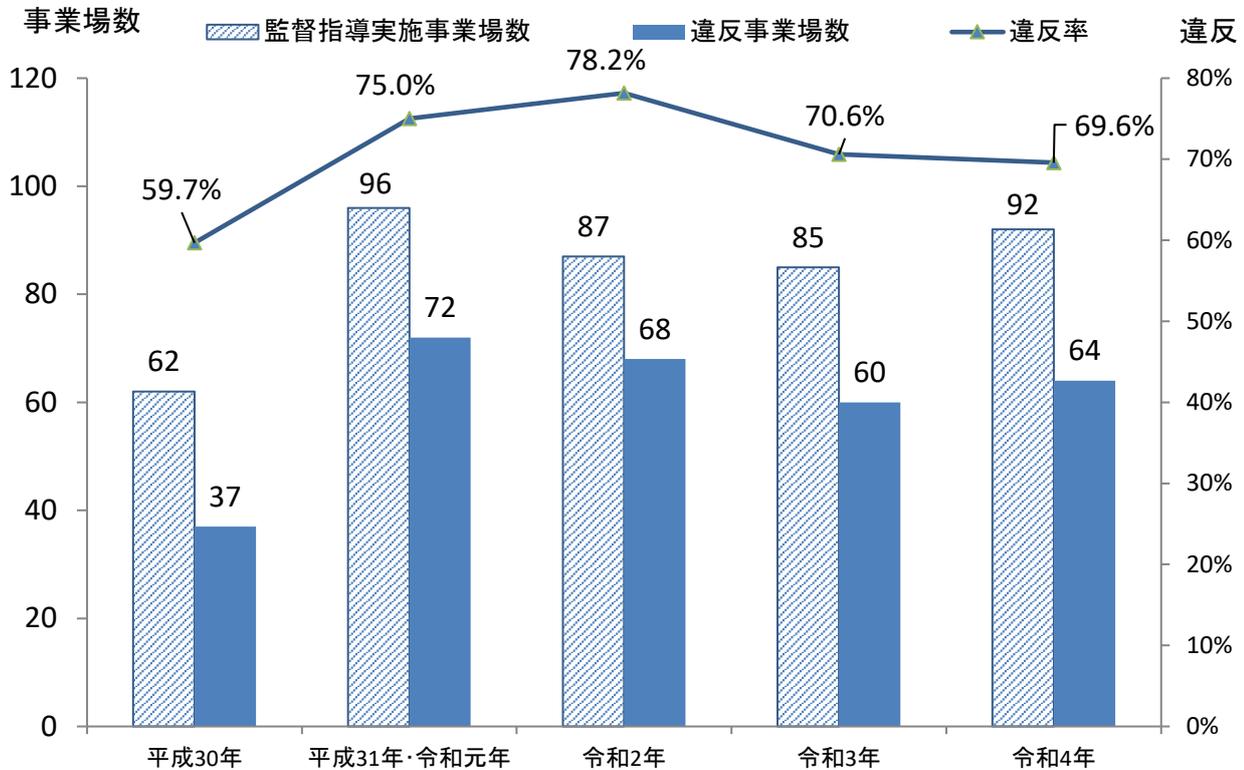
なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検手続を行うなど厳正に対応していきます。

【別紙】技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導等の状況

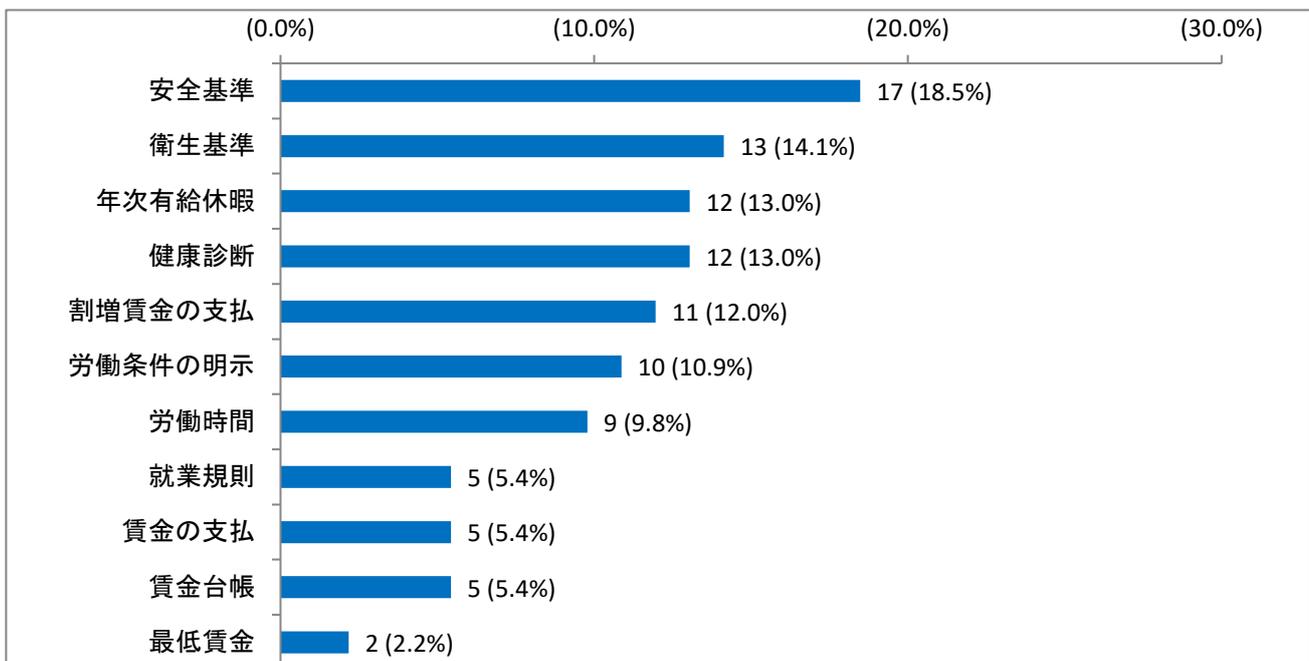
技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導等の状況

1 監督指導の状況

(1) 令和4年に佐賀労働局管内の労働基準監督署において実習実施者に対して92件の監督指導を実施し、その(69.6%)に当たる64事業場で労働基準関係法令違反が認められた。



(2) 主な違反事項は①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(18.5%)、②衛生基準(14.1%)、③年次有給休暇(13%)の明示順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 監督指導事例には、以下のようなものがあった。

事例1

金属加工作業において、加工物の飛散防止措置を講じていなかったことについて指導

<概要>

工場において、技能実習生に金属材料を旋盤加工を行わせていた際、当該旋盤に飛散防止の覆いを設けていなかったことに加え、刃の接触防止のため治具を使用していたが、治具が金属材料から外れ、左手指を負傷したもの。

<指導内容>

- ①飛散防止の覆いを設けて行うよう是正勧告
- ②材料に応じた専用の治具を使用するよう指導

事例2

チェーンソーを用いて行う伐木作業等の特別教育を行っていなかったことについて指導

<概要>

チェーンソーの特別教育を行わずに伐木作業を行わせていた技能実習生がチェーンソーによる伐木作業中に左手指を負傷したもの。

<指導内容>

チェーンソーの特別教育を行うよう是正勧告

事例3

防じんマスクを使用させていなかったことについて指導

<概要>

アーク溶接に従事する技能実習生にについて防じんマスクを使用させていなかったもの。

<指導内容>

風邪予防の不織布マスクを使用させていたため、防じんマスク(国の型式検定品)を使用させるよう是正勧告

2 労働災害発生状況

令和4年の外国人技能実習生に係る休業4日以上労働災害は10件発生している。

